

平成 22 年 10 月 25 日

各 位

東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
(コード番号：3823 東証マザーズ)
問合せ先：取締役副社長 國吉 芳夫
電話番号：(03)5768-8600(代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」につきまして、平成 22 年 11 月 29 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更理由

取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに社外取締役及び社外監査役として優秀な人物を確保するために、社外取締役及び社外監査役の責任の限度額を、これまでは 1,000 万円以上で会社があらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としておりましたが、これを法令の定める額へ変更するものであります。

なお、定款第 27 条第 2 項（取締役の責任軽減）の改定につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人の損害賠償責任の責任限度額を、これまで 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としておりましたが、これを法令の定める額へ変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任軽減) 第 27 条 (省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、社外取締役との間に、同	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の責任軽減) 第 27 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、社外取締役との間に、同

法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000 万円以上で会社があらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)	第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の責任免除)
第 36 条 (省略) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	第 36 条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u>
第 6 章 会計監査人 (会計監査人の責任免除)	第 6 章 会計監査人 (会計監査人の責任免除)
第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u>

2. 日程

定款変更を付議する株主総会開催予定日 平成 22 年 11 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 22 年 11 月 29 日

以上